

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
刑訴法			

B

(41)

第1. (1) の捜索は、令状に基づいて行われた。
 2 令状には、刑訴法(以下略) 219条1項が規定
 する事項を特定して記載しなければならない。
 本件では、「被疑者」として、Xの氏名、「捜索す
 べき場所」として「X市〇〇町△△マンションX方
 屋」と具体的な部屋、「差し押さえるべき物」として、
 「本件に関連するモノ、ノート類、類、通信文
 預金通帳、印金堅、新聞等」と具体的な
 例示がある。被疑事件についても、競馬法違
 反という特別法であるが、のみ行為として、同
 法33条2項2号と同一特特定している。

特に結論に
影響しない部分
は、コメント
あっても不要
OK277.

よって、この令状に基づく捜索は合法である。
 第2. 1は、「X方~~屋~~居室を捜索し、普通預金
 通帳長2冊と印金堅1本を~~押さ~~差し押さえた。
 これは、Xの所有物にあつた物であるから、令状
 の効力が及ぶのか。

ここは
「場所」と「身体」
という区別を
し good277.

2 令状の効力は、差し押さえる物に記載が
 あり、被疑事件と関連性を有する物に及
 ぶ。こうすると、差し押さえる物は記載があつた
 としても、被疑事件と全く関係がなければ、令
 状の効力は及ばない。よって、令状の効力は
 捜索場所の管理権が及ぶ範囲について
 及ぶから、捜索場~~所~~にいたる人の~~所持~~所持が
 差し押さへ対象物を、その差衣・身体に隠匿し
 ていると疑うに足る相当な理由があり、
 差し押さへを有効に実現するため、その
 人の差衣・身体を捜索する必要性が

良い視点で
考へてみる。

アなかりか
分がりにくい。可。
被疑事件の関与
の点から身体7言に
直接7言はるで
しょうか。
別7言のあつた
段落を1つある
という。

ここは
規範
1つあり
い277

認められる場合には、そのような差押えも
有効である。

3 本件では、Kが普通預金通帳2冊と
印金箋1本を差し押さえた。これは、差
し押さえるべき物として記載されている物
である。また、取引内容の欄にAおよび
Bの記載があったことから、本件ネ皮袋事件
であるのみならず、に関する物である。

そして、これらの物は、Xのポコットから取り出さ
れている。Xのポコットの後ろのポコットが不自然にぐ
んぐんしていたことからすると、何らかの物が入っている
ことは事実であり、差し押さえる物として記載
されている物の中には、小さくポコットなでに隠
すことか容易な物が含まれているが、隠匿
を所持しているに足りる相当な理由
がある。またXは、Kの内部物を取り出し
て見せるように要求を受けているが、これに応
じる気配が全くなかったことから、任意の
交付は考えにくく、このような状況の下では
Xのポコットの中を捜索する、必要が生か
高かったといえる。

よって、Kがこれらを差し押さえた行為は、
適法である。

第31 とうだとしても、Kが差し押さえた証拠を、
兼子と横領罪のネ皮袋事件の公判手
続において使おうとしている。そこで、差押
別件捜索、差押えにおたり訴えられないの
ではないか。

2 (1) 本件の証拠収集のため、ことさら別
件に名を借りた捜索、差押えについては

見解的に
Xに不利な
ものがある
こと。

検察官の
意見も
OKです。

問題の所はOKです。

2 ページ

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
刑法			

評価(ABCD)

- 令状主義の潜脱になるから、違法になると考えるべきである。とはいえ、捜査機関の主観を推知するには客観的な事情を総合的に考慮する他ない。
- 5 (2) 具体的に、別件と本件の事実の内容や捜査状況などを比較して、本件の証拠収集のためにいえる場合は、別件捜査と差押えとして違法になる。
- 10 3. (1) 本件では、捜索・差押えが行われたのは、のみ行為を理由とする競馬法違反を被疑事件とするものである。Xが納付金に相手方として競馬の「のみ行為」に参加していたということは、遅くとも捜索の1週間までに警察当局に判明していたから、捜索が行われるまでの取調べはできてお
- 15 その後、同事件について起訴もできていない。また、X以外参加者については、捜索も取調べも行われていない。このことから、のみ行為を理由とする競馬法違反の被疑事件は軽微な内容のものである。
- 20 (2) 一方で、業務上横領罪は、会社に大きな損害を与え、懲役10年以上の重大な事件である。よって、捜索が行われる日の納付金前に、Xが勤務する店において仕入れ代金の一部を着服している旨の匿名の通報があり、XはXの生活状況、預金
- 25

本問の全件についてテーマとし、内容を説明する。その際、下り2つあるように、

趣旨から流れは80%で、

評価が考へていられる。その際は、そのように。

について、捜査を進めていたその中で、Xの金銭
状況を知るために、捜索するほどの重大事件
ではない、のみ行為を理由とする竟馬法
違法を被疑事件として捜索、差押えに
及んだといえる。そうあると、本件で行われた
捜索、差押えは、本件にある義務と極少
罪の証拠収集のために行われたものでい
える。

よって、(1)の捜索、差押えは違法である。
以上

- ① 全体的に問題と解の所を拾えており良かった。
- ② 第1は、得点にたながら良い記述で、令状主義
にないは、もう少し書けると良かったと思うので、その部分の
配分を工夫するの、より良いと思う。
- ③ あとは、おける事実→評価の流れも
よかったです。

(本)

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
刑事訴訟法			

C (36)

1. (1)の搜索・差押えの適法性について、① KがXのズボンの後3ポケットからXの同意なしに通帳2冊と印鑑1本を取り出し、差し押え行為、② 競馬法違反被疑事件についての搜索・差押えにもかかわらず、業務上横領罪(刑法253条)で逮捕、起訴されたことが問題となる。
2. ①について
- 1) Kは 競馬法違反被疑事件(以下、「のみ行為事件」)について令状を得、搜索すべく場所、物を特定し、Xの居室の搜索を行、ている(憲法35条、刑事訴訟法[以下、法文省略]102条、222条)。
- 2) 憲法35条に基き令状主義は、裁判所の事前審査と対象物を特定することにより、捜査機関の恣意的な搜索等の濫用・逸脱を防止し、対象者の人権を保障し、受忍すべき捜査活動を周知させ、不服申立てを可能にするものである。
- 3) そうであるならば、KがXを「通帳2冊と印鑑1本を差し押え」行為は令状主義に基いた適正な行為といえるか。
- 搜索を開始し、Xについて人定質問した後、Xのズボンの後3ポケットが不自然に膨らんでいることに気づいたKは、Xに対し内容物を取り出し見せるよう要求している。これは搜索の実効性を確保するための「必要な処分」(111条1項)行為といえる。搜索場所が「Xの居室」とあれば、Xにある~~物~~物が搜索の対象物といえ、居室にいる時点から不自然に膨らむほどの物をポケットに入めておく必要はなく、Kが不自然に感じ内容物を見せるよう要求したことも捜査活動として許容される。
- 4) しかし、XはKの申し出を拒否した。応じる気配がなかったXに対し、同意なく「そんなら仕方ない、取り出すぞ」と告げた上、ポケットから内容物を取り出した行為は、111条1項の「必要な処分」

頭出しはしてそれぞれの項目で示せばOKです。

不要なほう

被疑者の言証印で

何か問題はあるかとはいえないが、このようにはいえない

次回、お2は721使う方が多いので

といえるか。

捜査活動における「必要な処分」か否かは、犯罪の重大性や
嫌疑、証拠物等がある蓋然性、被害者の行動態様、証拠の
重要性を考慮し、その処分の必要性、緊急性、その処分を行う
態様の相当性を総合考慮して判断せしめると解する。

本件についてみると、事件としては「のみ行為」事件であり、多額の
金銭被害、暴力団等の活動資金にもなる重大な犯罪である。

Kの行為は、時間的猶予をみず内容物を取り出している点に
あるものの、証拠隠滅の危険性を防止する意味では、やむを
得ない。証拠物と思われるものがある蓋然性（不自然に木箱
が膨らんでいる）も認められる。

以上の点を考慮すれば、Xの行為は「必要な処分」といって、①は
違法である。

3. ②について

1) Xの弁護人は、(a)において、「のみ行為」の被害者について
Xのみが捜査の対象になる点について、平等原則・警察
比例原則という行政活動の基本となる原則に違反しているとの
主張をしている。また(b)において「のみ行為」事件の捜査
は、別件の業務上横領罪の起訴のための
証拠収集・保全のものであり、違法であるとの主張をしている。
つまり、最初からXを業務上横領罪で逮捕起訴するため
本件の捜査・差押えが行われたのであるから、一連の行為は
違法であるとの主張である。

2) 上記2.2)を述べたように、~~本件~~は裁判所に事前に「罪名及び
犯罪事実の要旨」を記載し、令状を得ている（刑事訴訟規則155条
1項4号）。捜査対象を特定することから、捜査活動に
ある種の拘束力を与えている。そうであるならば、Kの通帳2帳
と印鑑1本を差し押えた行為は違法か。

3) 確かに捜査・差押えの対象物すべてを特定することは不可能
であるが、ある程度概括的記載にならざるを得ない。令状

令状について
"場所" "身体"
の違いに審判に
訴えられ"より"
良かった。

ポイント
を
おぼえておこう。

ここを
最初の問題
提起にしている
のが要領という

2 ページ

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
刑事訴訟法			

評価(ABCD)

には、「本件に関連する…預金通帳、印鑑」とあり、(a)によれば、捜索の約1ヶ月半前にBが軍用印鑑を盗み、通帳に「B」の記載があることから、Kがこの通帳を差し押えた行為は違法にもみえる。

- 5 4) しかし、「A」は前件の上横領罪の取引先の担当者であり、令状主義の趣旨に鑑み、対象物を特定することにより、人権の保障がなされている点を考慮すると、取引先のAのプライバシー保護の観点から、「A」の記載部分に関しては、本件「のみ行為」事件とは無関係であり、Kの行為は令状の特定範囲を逸脱したものと見える。よって、この部分については違法である。

4. 結論

以上のようにKの行為は令状主義の趣旨を潜脱したものと見て違法である。 ②の部分に関し、

15

以上

・ 最初(問題提起部分)で、問題の所在を十分に示していないため、その後の論議も分かりにくいところがある。

20

・ そのうえで、規範(預金印鑑)→あて(令状)→(得失)→評価)を意識的に書き、よくまとまっている。

25

・ 同じ知識量であっても構成を改めれば、高得点になる可能性もあるのだから、そのあたりを意識して欲しい。

(大)

3 ページ

裏面へ

5	
10	
15	
20	
25	
30	

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

A
(54)

1 Kは、搜索に際し居室内にいたXのズボンのポケットから「……取り出すぞ。」と告げたがXの承諾がない上で、同ポケットから普通預金通帳2冊と印鑑1本を取り出して差押えた。かかる行為は、Xに対する場所に対する本件令状に基づいてなされているところ、場所に対する令状に基づいて人が有している物を搜索できるかが問題となる。

問題の所在を
明確に示せ
かり好印象

刑事訴訟法(以下、略)219条1項は搜索対象として、場所、身体、物を区別しており、それぞれに関するプライバシーの利益を別個に保護している。そうすると、「場所」に対する令状で、「身体」を搜索することができないのではないか。

原則の指摘も good

「場所」に関するプライバシーと「身体」に関するプライバシーは、社会通念上別個のプライバシーが観念されるから、原則として令状の効力は及ばないと考えるべきである。

もっとも搜索場所にいる者が搜索・差押えの目的物を隠匿する可能性が認められるような場合、令状の効力として必要最小限の有形力を行使することができるから、搜索の必要性・緊急性を加味した上で、例外的にその限度において身体に対する搜索ができるとするべきである。

可能 OK
令状から
論じられる
のだから OK

本件でみると、KがXを立たせてXの後ろのポケットを見たところ、同ポケットが不自然に膨らんでいた。通常は自分の部屋にいる場合にはポケットの中身は机等に置くことが自然であるし、Xは、警察が搜索にきたから自分の都合の悪い物をポケットに入れて隠そうと考えたと推測できる。そして仮にこの時点においてXのポケットを搜索しなければ、Xは当該証拠物を隠滅すると思われるので搜索の必要性・緊急性は高かったといえる。

具体的に
Xの部屋に
いるから
OK

またKがXのポケットが当該証拠物を取り出す際も、特別に有形力を行使することもなく、穏当にXの抵抗を受けることなく行われたのであるから、本件搜索は、令状の効力としてなされたといえる。

したがって、KがXのポケットから本件証拠物を取り出した行為は適法である。

2 そうだとしても、Kが本件搜索・差押えに及んだのは、800万円あまりを着服したという本件業務横領罪事件(以下、本件という)の証拠を発見・収集するためであり、本件搜索・差押えは、いわゆる別件搜索・差押えにあたり違法ではないかが問題となる。

これは
問題の所在を
明示して OK
good

本件の証拠収集のために、ことさらに別件という搜索・差押えについては、令状主義(218条1項)の潜脱になるから、違法である。もっとも捜査官の主観を推知するためには、客観的事実によって判断するほかない。

具体的には、別件による搜索・差押えの必要性の有無、程度、発見・収集された証拠の別件(本件のみ行為事件)および本件に対する関連性、本件の捜査状況、別件の公訴の有無などを総合的に考慮して判断するべきである。

本件でみると、別件事は競馬の、のみ行為に関する事件であるところ、これは業務横領事件や殺人事件と比べると、そこまで凶悪な犯罪事件とはいえない。

警察は、Xへの家宅搜索より以前にXが別件のみ事件に関係していたことを知っていたが、Xに対する搜索も行っておらず、当該のみ行為事件は起訴すらされていなかったことから、別件であるのみ行為事件が重要でないことがうかがえる。

必要書類を
挙げて
通帳に評価
をできる。

Xは建設会社で経理を担当していたことを念頭に置くと、本件普通預金通帳には、取引内容の欄にA及びBの名前の記載があったのであるから、当該通帳に本件に関する情報が記載されていることが推測される。すると、発見・収集された証拠の別件（本件のみ行為事件）および本件に対する関連性は非常に強いといえる。

また、KらXが勤務する会社において、着服がなされているという通報を受けて、Xの生活状況、借金、預金等について捜査をしていた。そうすると、本件普通預金通帳の証拠としての価値は高かったといえる。

以上から、本件捜査官の主観は、本件の証拠を発見・収集するために別件の搜索・差押えを行ったと推測できるので、令状主義（218条1項）の潜脱になり、違法である。

0 全体的に大変よく書けている。
問題点は点を端的に示し論じている。
非難に耐えられる。

9 趣旨から規範性を高く表現できると
ころに良いところ。

8 あとはもう少し評価をしっかりと書ける。
好印象でいい。

0 手書きでこれだけ書けるのはすごい。(天)